

資料2

少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針(案)についての御意見及び御意見に対する考え方

意見募集期間:平成22年2月4日～平成22年3月5日

5団体より、延べ10件の御意見をいただきました。

提出者	御意見	政治資金適正化委員会の考え方
選挙管理委員会	開示請求時に開示請求者から開示請求の目的を確認する必要があるため、その際にトラブルが生じないように、開示請求書の様式に目的の記載欄を設けるべきである。	<p>開示請求の目的の確認方法等、実務の運用については、具体的な指針を受けて、総務省又は都道府県選挙管理委員会において検討されるものと考えているが、実効性の観点からは、開示請求書に目的の記載欄を設けることは有効であると考えます。</p> <p>なお、真実である旨記載される書面が提出されないことをもって不開示とすることは、その提出を求める政治資金規正法の規定がないことから、不適當である。</p>
匿名	指針(案)の運用に当たって、「具体的な指針」の基準に該当することの確認方法は何を想定しているのか。	
選挙管理委員会	<p>開示請求の目的の確認に実効性を確保するとともに、請求目的に関する疑義が後日生じないようにするため、開示請求者に指針(案)の2の①～③への該当の有無を記載した書面など開示請求の目的を確認できる書面の提出を求め、さらに、当該書面の記載が真実である旨の宣誓書を添付するよう指針に記載すべき。</p> <p>あわせて、当該書面の提出がなされないときは、非開示とするよう指針に記載すべき。</p>	

選挙管理委員会	<p>開示請求時に、開示請求の目的が犯罪行為や改ざんを行うことにあると開示請求者から積極的に示されることはまじないと思われるが、総務大臣又は都道府県選挙管理委員会において、特にそれを追及することなく、形式的に受け付けてよいのか。</p>	<p>開示請求の目的の確認については、書面や口頭での確認により開示請求者から示された範囲で対応して頂くことを想定している。</p>
選挙管理委員会	<p>開示請求の目的の確認は、開示請求者自身の申告によらざるを得ず、この運用によって権利濫用等の開示請求を排除することの実効性について疑問がある。</p>	
選挙管理委員会	<p>情報公開法による開示制度では、開示請求の目的が求められていないことを踏まえると、少額領収書等の写しの開示制度において開示請求の目的を求めることは、十分に慎重であるべき。</p>	<p>政治資金規正法による少額領収書等の写しの開示制度では、情報公開法の開示制度と異なり、法律の規定により、開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合は不開示とすることとされている。 この規定を実効あるものとするためには、情報公開制度と異なる取扱いとして、開示請求の目的を判断の基準とし、また、その判断のために、開示請求の目的を、確認することが適当であると考ええる。</p>
選挙管理委員会	<p>同一の少額領収書等の写しを異常な頻度で繰り返し開示請求した場合には、十分に不当な開示請求とみなせられると思われ、繰り返し請求の頻度といった具体的な観点から、指針を設けるべき。</p>	<p>少額領収書等に変更があった場合、当初と異なる情報が開示されることも考えられることから、繰り返し請求することのみをもって、権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合とは考えられない。 ただし、開示のために用意された文書を閲覧しないことが故意に繰り返されるなどの開示請求者の開示請求及び開示の実施の際の行為や、開示請求者の発言等により、繰り返し開示請求することの目的が、行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると認められる場合は、権利濫用又は公序良俗違反と認められる。</p>

匿名	<p>開示された少額領収書等の写しに記載された情報を使用して犯罪行為を行うことは、権利濫用又は公序良俗違反と認められるものとしているが、想定している犯罪とは何か。</p>	<p>国会議員関係政治団体の関係者や少額領収書等の発行者に対する名誉毀損・強要・威力業務妨害等を想定している。</p>
匿名	<p>「開示のために用意された文書を閲覧しないことが故意に繰り返される」の回数に基準はあるか。</p>	<p>当委員会として回数に一律の基準を設けることはできないが、「開示のために用意された文書を閲覧しないことが故意に繰り返される」ことの目的が行政機関又は国会議員関係政治団体の業務を混乱、停滞させることにあると認められれば、足りるものと考えられる。</p>
選挙管理委員会	<p>指針の実効性を担保するため、指針には検討経過における具体的基準を盛り込むべきである。 また、政治資金適正化委員会において、指針の具体的基準を別に設け、請求者に理解できるよう、明らかにすべきである。</p>	<p>開示請求に係る審査基準については、具体的な指針を受けて、総務省又は都道府県選挙管理委員会において検討されるものと考えているが、その検討に当たっては、当委員会が平成22年2月3日に公表した「少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針の検討経緯」も参考にされたい。</p>